

指名停止措置について

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 株式会社富士通ゼネラル | 神奈川県川崎市高津区末長 3-3-17 |
| ② 日本電気株式会社 | 東京都港区芝 5-7-1 |
| ③ 沖電気工業株式会社 | 東京都港区虎ノ門 1-7-12 |
| ④ 日本無線株式会社 | 東京都中野区中野 4-10-1 |
| ⑤ 株式会社日立国際電気 | 東京都港区西新橋 2-15-12 |

2 指名停止の期間

- ①及び②の業者
平成29年 2月23日 ～ 平成29年 4月22日 (2カ月間)
- ③、④及び⑤の業者
平成29年 2月23日 ～ 平成29年 3月22日 (1カ月間)

3 指名停止の理由

上記①～⑤の業者は、全国の市町村等が発注した特定消防救急デジタル無線機器において、他社と共同して納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為として、平成29年2月2日付け公正取引委員会からの公表により明らかとなった。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。))	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

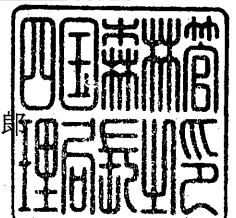
「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。))	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

平成29年 2月23日

四国森林管理局長 大山 誠一



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課 (2階) TEL 088-821-2060